

全国都市緑化 SHIGA・KUSATSU フェア（仮称）基本構想策定業務

に関する公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、全国都市緑化 SHIGA・KUSATSU フェア（仮称）基本構想策定業務（以下「本業務」という。）の受託事業者を公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により選考するために必要な事項を定めるものとする。

2 業務の概要

(1) 業務名 全国都市緑化 SHIGA・KUSATSU フェア（仮称）基本構想策定業務

(2) 業務内容

別紙「全国都市緑化 SHIGA・KUSATSU フェア（仮称）基本構想策定業務 仕様書」のとおり。

(3) 履行期間 契約締結日から令和 9 年 2 月 2 6 日まで

(4) 委託料上限額

1 2, 4 8 5, 0 0 0 円（消費税および地方消費税を含む。）を上限額とする。

この金額は、契約（予定）金額を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものである。なお、提案見積金額は、この限度額を越えてはならない。提案見積金額が限度額を越えた場合は、失格とする。

3 実施形式

(1) 募集方法 公募型プロポーザルにより提案募集を行う。

(2) 選定方法

事業者より提出された書類およびプレゼンテーションをもとに所要の審査を行い、最も優れた事業者を選定する。なお、提案範囲は仕様書のとおりとする。

4 日程

項目	期日	備考
公募による募集	令和 8 年 7 月 15 日(水) ～令和 8 年 8 月 12 日(水)	市ホームページに実施要領等を掲載
質問書提出期間	令和 8 年 7 月 15 日(水) ～令和 8 年 7 月 27 日(月) 16 時 45 分	【電子メール】電話による受信確認を行うこと
質問書回答	令和 8 年 8 月 4 日(火)	市ホームページに掲載
参加意思表明書・提案内容書等提出期限	令和 8 年 8 月 12 日(水) 16 時 45 分	【持参または郵送】
プレゼンテーションの実施	令和 8 年 8 月 28 日(金)	事前に電子メールにて詳細を連絡する
選定結果の通知	令和 8 年 9 月上旬	郵送にて通知 また、市ホームページにも掲載
契約締結	令和 8 年 9 月上旬	

※上記スケジュールは予定のため、変更することがある。

5 参加資格

(1) 本プロポーザルに参加できる者は、次の要件を全て満たす者でなければならない。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- ③ 次のいずれにも該当しないこと。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店または営業所等の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。（以下この号において同じ。））または暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。））であると認められること。

イ 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしていると認められること。

ウ 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持もしくは運営に協力し、または関与していると認められること。

エ 役員等が、暴力団または暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められること。

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

- ④ 滋賀県建設工事等入札参加停止基準（平成7年4月1日制定）・草津市建設工事等の指名停止等に関する基準（平成14年6月1日制定）に基づく指名停止または滋賀県物品関係入札参加停止基準（平成17年1月14日制定）・草津市物品等の指名停止等に関する基準（平成10年4月1日制定）に基づく指名停止の措置期間中でないこと。
- ⑤ 滋賀県税・草津市税等を滞納していないこと（法人の場合は、監査役を除く役員の県税・市税等を含む。）。
- ⑥ 全国都市緑化フェア等全国規模のイベントにおいて、本業務と同種又は類似の業務について、実績を有し、その者を本業務に従事させることができること。なお、共同企業体における構成員としての実績も含むこととする。

(2) プロポーザル参加者は、候補者決定までの間に、第1項各号に定める参加資格要件を満たさなくなった場合は、その参加資格を失うものとする。

(3) プロポーザル参加者は、共同企業体を構成することも可能とするが、共同企業体の構成員は、本プロポーザルにおいて他の共同企業体の構成員、または単体企業体として参加することはできないものとする。また、共同企業体の構成員全社が、実施要領「5 参加資格」に定める要件を全て満たさなければならない。ただし、⑥については、共同企業体の構成員のいずれかが要件を満たせばよいものとする。委託先候補者（優先交渉者）として選定された場合においては、事業契約締結までに別途指定する共同企業体協定書を提出するものとする。

6 質疑・応答

(1) 提出方法

別添の質問書（様式第5号）により、電子メールにて提出すること。

提出時には、必ず電話による受信確認を行うこと。

なお、電話の受付時間は16時45分までのため留意のこと。

電話または口頭での質問は受け付けない。

(2) 提出期限

令和8年7月27日（月） 16時45分まで（必着）

(3) 提出先

草津市役所 建設部 公園緑地課

T E L : 077-561-6963

E - m a i l : koen@city.kusatsu.lg.jp

(4) 回答方法

令和8年8月4日（火）に市ホームページに全ての質問に対する回答を掲載する。

質問内容が不明瞭なものなど、内容によっては回答しない場合がある。

(5) 回答に対する再質問は受け付けない。

7 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望するものは、本実施要領、仕様書および草津市契約規則等の各規定を理解した上で、以下に定める書類を提出すること。

(1) 提出書類

- ① 参加意思表明書（様式第1号）【共同企業体を構成する場合は構成企業ごと】 1部
- ② 事業者概要（様式第2号）【共同企業体を構成する場合は構成企業ごと】 1部
- ③ 業務実施体制調書（体系図）（様式第3号）【共同企業体を構成する場合は共同事業体】 1部
- ④ 配置予定者調書（様式第4号）【共同企業体を構成する場合は構成企業ごと】 1部
- ⑤ 提案内容書（任意様式） 正本1部および副本6部
- ⑥ 見積書（任意様式） 1部
- ⑦ 工程表（任意様式） 正本1部および副本6部
- ⑧ 履歴事項全部証明書の写し（法人の場合）もしくは身分証明書の写し（個人の場合）
【共同企業体を構成する場合は構成企業ごと】 1部
- ⑨ 完納証明書の写し【共同企業体を構成する場合は構成企業ごと】 各1部
ア 支店、営業所等が滋賀県内または草津市に存する場合には滋賀県税および草津市税分（滋賀県・草津市発行）
イ 法人税、消費税および地方消費税分（税務署発行）
※アは、直近1年分の納期が到来した全ての税目とする。
※すべて滞納がないことが確認できるものであること。
- ⑩ 過去2年間分の財務諸表の写し【共同企業体を構成する場合は構成企業ごと】 1部

8 提案内容書作成方法および提出方法

(1) 作成方法

- ① 提案内容書はA4版、用紙縦置き、横書き両面印刷、左綴じで製本すること。
A3版の資料を挿入する場合は、片面印刷でA4サイズに折り込むこと。
- ② 提案内容書の内容は、本業務内容を十分理解し、工期内に実施できることを示すとともに、「(2) 技術提案を求める項目・テーマ」について示すこと。
- ③ 提案内容書は、仕様書の業務内容に掲げる各事項を踏まえて作成すること。表紙には、タイトル「全国都市緑化 SHIGA・KUSATSU フェア（仮称）基本構想策定業務」、提出年月日、会社名を記載すること。
なお、技術提案を求める項目・テーマは「(2) 技術提案を求める項目・テーマ」の①～②の順に記載すること。

- ④ 見積書の作成にあたっては、次の事項に留意すること。
- ア 業務にかかる見積金額を、消費税および地方消費税を含まない額で記載すること。
 - イ 単価・人員等積算の内訳がわかるよう作業項目ごとに詳細を記載すること。
 - ウ 見積日・業務名・会社名・代表者名を明記し、代表者印を押印すること。また、草津市契約規則第23条第2項の規定に基づき、提案内容書とは別に封筒に入れて、必ず代表者印で封印のうえ提出すること（封じ目すべてに押印のこと。）。
- (2) 技術提案を求める項目・テーマ
- 技術提案については、下記の2点について行うこと。
- ① SHIGA・KUSATSUらしい全国都市緑化フェアに向けた取り組み
全国都市緑化フェアの趣旨や意義を理解し、滋賀県および草津市における歴史、文化及び自然環境等の特性を踏まえ、SHIGA・KUSATSUらしいフェアの開催に向けて、事業実施の方向性や具体的なイメージを記載すること。
 - ② フェア終了後のレガシーに向けた取り組み
全国都市緑化フェア終了後のレガシーとしての事業継続を見据えた、県民・市民の主体的な緑化事業への参加やグリーンインフラの普及を促進するための事業展開について記載すること。
- (3) 提出期限 令和8年8月12日(水) 16時45分まで
- (4) 提出先
草津市役所総務部契約検査課（市役所7階）
提出時、契約検査課窓口で、「公募型プロポーザルであること」「業務名」「事業者名」を伝えてください。
- (5) 提出方法
持参または郵送すること。電子メールでの提出は認めない。
郵送は提出期限到着分まで受け付ける。
なお、郵送の場合は、受け取り日時および配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等により申込書類等が提出先に到達しなかったことによる異議申し立ては、一切受け付けない。
- (6) 提出書類の取り扱い
提出された書類は返却しない。
提出後の差し替え・追加は認めない。ただし、市が必要と認める場合に、追加資料を求めることがある。
提出された書類は、提出した者に無断で、このプロポーザルにかかる審査以外には使用しない。
提案内容書の提出は、1者につき1案のみとする。

9 プレゼンテーション審査

提出された提案内容書類を基に、県・市職員で構成する全国都市緑化 SHIGA・KUSATSU フェア（仮称）基本構想策定業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）によるプレゼンテーション審査を行う。

(1) 開催日

令和8年8月28日（金）

※当日の詳細な日程等は、参加事業者電子メールで通知する。

※プロポーザルへの参加事業者数等により、日程等を変更する場合がある。

(2) 開催場所 草津市役所4階行政委員会室

(3) プレゼンテーションおよび質疑応答の所要時間

30分以内（準備時間を除く）で「8 提案内容書作成方法および提出方法」に基づき作成した提案内容書をもとに説明を行うこと。その後、15分程度の質疑応答を行う。ただし、参加事業者の数により時間を変更する場合がある。

(4) プレゼンテーションの会場への入室は4名以内とする。なお、主たる説明・質疑応答は、本業務の主担当者が行うこと。

(5) 使用備品等

プレゼンテーションで使用するパソコンやプロジェクター等の機器は、各提案者が用意すること。ただし、スクリーンは事務局が用意する。その他必要な機器等は各提案者が用意すること。

(6) その他

プレゼンテーションで使用する資料は、提出された提案内容書のみとし、追加提案や追加資料の配布は認めない。パワーポイント等のプレゼンテーションソフトについては、その内容が提案内容書の内容に合致し、提案内容の理解を助けるものである場合に限り使用を認める。なお、プレゼンテーションは非公開とする。

10 候補者の選定

審査委員会において、下記の事項に基づき、候補者の選定を行う。

(1) 選定手順

- ① 審査委員会における審査で、最も高い評価を受けた事業者を委託先候補者（優先交渉者）として選定する。
- ② 評価点が同点の場合は、技術提案内容の評価が高い事業者を選定する。
- ③ 提案者が1者のみの場合、あらかじめ設定した最低基準点以上であれば委託先候補者（優先交渉者）とする。
- ④ 委託先候補者（優先交渉者）として選定した事業者と交渉した結果、契約締結に至らなかった場合または同事業者に業務を履行できない何らかの事由が発生した場合は、次順位以下となった事業者のうち、評価点が上位であったものから順に、本業務についての交渉を行う。

(2) 評価基準

参加表明書類や提案内容書類、プレゼンテーションを基に、評価基準に基づいて審査を行う。評価項目ごとの評価割合は、次のとおりとする。

審査項目	配点
事業者の業務実績	10
業務実施体制	5
配置予定技術者	5
業務内容の理解度・取組方針	10
業務実施の的確性・実現性	15
技術提案	30
工程計画の妥当性	5
見積価格	20
合計	100

審査委員会での審査において、評価基準の評価点が6割未満の候補者は、委託先候補（優先交渉者）として選定しないものとする。なお、候補者が1者の場合においては、見積価格を除いた評価点で判断するものとする。

(3) 審査結果

審査結果については、令和8年9月上旬に、全ての参加事業者にも文書で通知するとともに、草津市ホームページに掲載する。なお、審査結果等に関する異議申し立ては一切受け付けない。

(4) 提案内容の失格

以下の条件に該当する場合は、審査委員会へ報告のうえ、失格とする。なお、失格とな

った場合は、別途通知する。

- ① 参加資格要件を満たしていない場合
- ② 実施要領等で示された、提出方法、提出場所、提出期限、書類作成および記載上の留意事項等の条件に適合しない場合
- ③ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ④ 見積書の提出について、代表者印が押印されていない場合および見積金額に訂正のある場合
- ⑤ 見積書の提出について、別の封筒に入れて、代表者印で封印されていない場合（封じ目すべてに押印が必要）
- ⑥ 見積書の提出について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為があった場合
- ⑦ 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
- ⑧ プレゼンテーション審査において、正当な理由なく欠席した場合
- ⑨ 「2 業務の概要（4）委託料上限額」に記載する額を超過した見積書を提出した場合

1 1 契約の締結等

- (1) 本業務の契約は、草津市契約規則によるものとする。
- (2) 草津市は、委託先候補者（優先交渉者）と仕様および価格等の細目について協議するものとし、本業務の目的達成のために必要な範囲内で、項目を追加、変更および削除する場合がある。また、これにより、委託料上限額を超えない範囲で、契約内容および契約額等の調整を行うことがある。
- (3) (2)による協議成立後、草津市と受託者との間で確定した契約内容で再度見積徴取を行い、委託料上限額の範囲内で、随意契約を締結するものとする。
- (4) (2)(3)の規定に関わらず、当初提案の内容について変更の必要がないと認めるときは、再度の見積徴取は行わず、当初の見積書をもって、随意契約を締結する。
- (5) 入札保証金 免除。ただし、落札者が契約を締結しないときは、入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。
- (6) 前払金 不可
- (7) 分割払 不可
- (8) 契約保証金 免除

1 2 その他

- (1) 費用負担
本プロポーザルへの参加に要する経費については、全て参加事業者の負担とする。やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止または取り消すことがある。なお、この場合において、本プロポーザルに要した費用を草津市に請求することはできない。
- (2) 辞退の表明
参加表明書の提出後または提案内容書等の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面（様式は任意）により、担当課あてに提出すること。辞退により、不利益な扱いを受けることはない。
- (3) 著作権等の権利
提案内容書等の著作権は、当該提案内容書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、受託先に選定された者が作成した提案内容書等の書類については、市が必要と認める場合には、草津市は、受託先にあらかじめ通知することによりその一部または全部を無償で使用（複製、転記または転写をいう。）することができるものとする。
- (4) 本プロポーザルの実施後、不知または内容の不明を理由として、異議を申し立てるこ

とはできない。

(5) 情報公開および提供

草津市は提案者から提出された提案内容書等について、草津市情報公開条例（平成16年条例第21号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することがある。ただし、事業を営むうえで、競争上または事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

なお、本プロポーザルの委託先候補者（優先交渉者）特定前において、決定に影響がある恐れがある情報については、決定後の開示とする。

(6) 現地視察が必要な場合、参加事業者は利用者の妨げにならない範囲で自由に行うことができる。

ただし、管理棟内部の視察を行う場合は、必ず担当課職員に事前連絡を行い、許可を得た上で、担当課職員もしくは施設管理者同伴のもと行うこととする。

(7) この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

1.3 問合せ先

草津市建設部公園緑地課 担当者：杉浦、長谷川、藪内

電話：077-561-6963

ファクス：077-561-2487

メールアドレス：koen@city.kusatsu.lg.jp